

## はじめに

### 1 実は、こんな法律があるんです！

#### 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」

(インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務)

**第十九条** インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの（携帯電話端末及びPHS端末を除く。）を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。（以下、略）

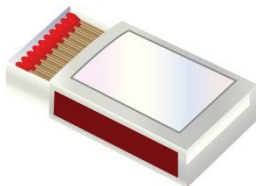
#### (保護者の責務)

**第六条** 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

**2** 保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

### 2 ゲームも道具のひとつ！

かつては、マッチや刃物の使い方、鉄砲のおもちゃなど



- ・火を粗末に扱うな！ 「火遊びをすると、おねしょする」
- ・刃物は、決して人に向けるな！
- ・鉄砲のおもちゃと言えども、人に向けるな！

マッチも、小刀も、おもちゃの鉄砲も、子どもの世界では、絶滅危惧種。

一方、スマホやゲームなど、大人自身が使い方などわからないで、

子どもが利用している（？）